



生活保護の開始手続きに必要な書類の誤送付について

生活保護の開始手続きに必要な扶養義務調査関係書類を送付した際に、次のとおり誤送付がありました。

1 概要

生活保護開始手続きのため、申請者（Aさん）と同一世帯の生活保護受給予定者（Bさん）の扶養義務者を戸籍で確認し、Aさんの扶養義務者に扶養義務確認書を送付すべきところ、誤って別の方（Cさん）に送付しました。

2 影響

生活保護受給者 1名（Aさん）

3 経緯

令和5年12月19日 Aさんから生活保護の申請
12月25日 戸籍に基づきAさんの扶養義務者に扶養義務確認書を送付すべきところ、Cさんに扶養義務確認書を送付
令和6年1月4日 Cさんから電話があり、誤送付が判明

4 原因

扶養義務者の情報をシステムに入力する際に、氏名が一字違いのCさんのデータを誤って入力したため。

5 対応状況

1月4日、AさんとBさんに謝罪するとともに、同日、Cさんから扶養義務確認書を回収しました。

6 再発防止策

システムに情報を入力する際の誤入力防止のための入力手順を再確認するとともに、今後、個人情報が含まれる書類を送付する際には、送付担当者が個人情報の取扱いの重要性を再認識した上で発送作業を行うこと及び封入時には複数人で確認することを徹底します。